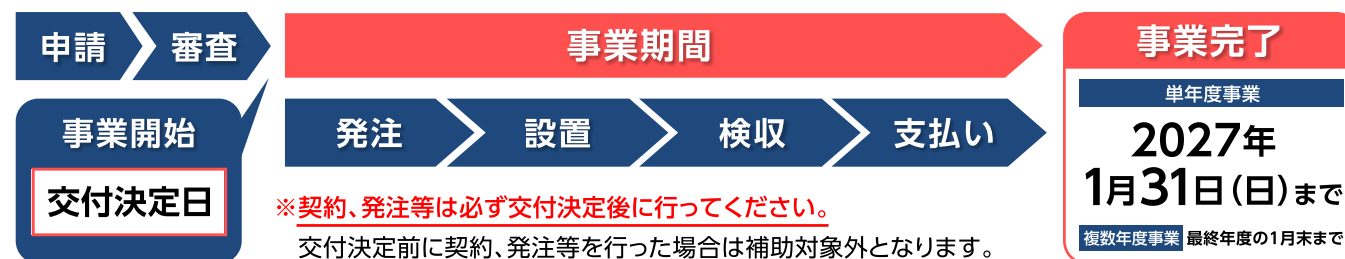


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

四次公募	公募期間	2026年10月5日(月)～10月30日(金)
	交付決定	2026年12月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2027年1月31日(日)まで ※複数年度事業は、交付決定日から最終年度の1月末(最長2030年1月31日)まで	



留意事項

- 当資料は4次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
- SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	先進枠	03-5565-3840
	一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
	サプライチェーン(SC)連携枠	03-5565-4463
(IV) エネルギー需要最適化型	※エネマネ事業者およびEMS導入に関するお問い合わせ窓口です。	03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

令和7年度補正予算

4次公募

省エネ・非化石転換補助金

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

本事業は、国内の法人および個人事業主の皆様を対象に、省エネルギーの推進を支援するものです。

工場・事業場型 と 設備単位型 の両面から事業所のエネルギー対策を強力にサポートします。

本パンフレットは、

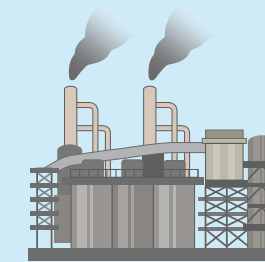
工場・事業場型ver.

対象となる事業区分

(I) 工場・事業場型

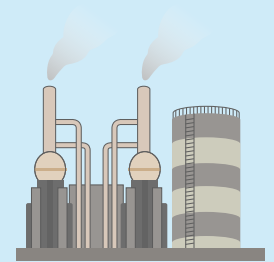
(IV) エネルギー需要最適化型 です。

最大補助率
2/3



事業実施前

工場・事業場全体で
大幅な省エネを図る取組を支援します。



事業実施後

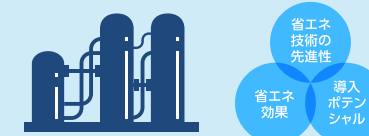
補助対象となる設備について

工場・事業場の省エネ取り組みについて以下の補助対象設備の導入を支援します。

先進設備・システム

SIIがあらかじめ公募を行い、「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会において審査のうえ、採択した設備・システムが対象。

～省エネ効果が見込まれる先進技術等を用いた設備・システム～



オーダーメイド型設備

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物がある設備が対象。

EMS機器

エネルギーマネジメントシステムであって、SIIが指定した「EMSのシステム要件」を満たし、あらかじめSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されている機器が対象。

指定設備

以下の設備区分に該当する設備であって、SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した設備が対象。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ①高効率空調(業務・産業用エアコン) | ⑨産業用モータ |
| ②産業ヒートポンプ | ⑩制御機能付きLED照明器具 |
| ③業務用給湯器 | ⑪工作機械 |
| ④高性能ボイラ | ⑫プラスチック加工機械 |
| ⑤高効率コージェネレーション | ⑬プレス機械 |
| ⑥低炭素工業炉 | ⑭印刷機械 |
| ⑦変圧器 | ⑮ダイカストマシン |
| ⑧冷凍冷蔵設備 | |

※上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

～SIIが公開するリストから選択可能～



4次公募期間

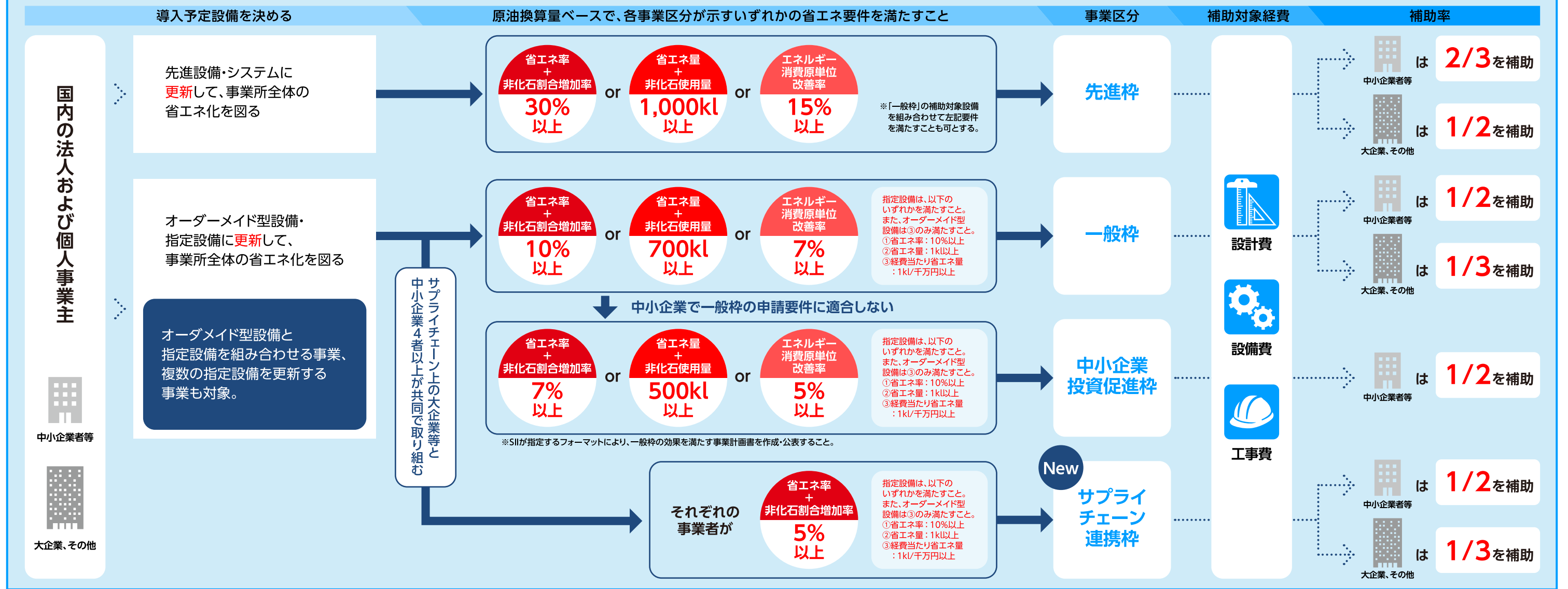
2026年10月5日(月)～2026年10月30日(金)

SII 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

本パンフレットは4次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。いずれの事業区分も最大4年間にわたる複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応しています。

(I) 工場・事業場型



***連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業**

(I)工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業（複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理）や工場・事業場間一体省エネルギー事業（同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理）として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。連携事業における補助金の上限額は30億円（非化石申請時は40億円）。

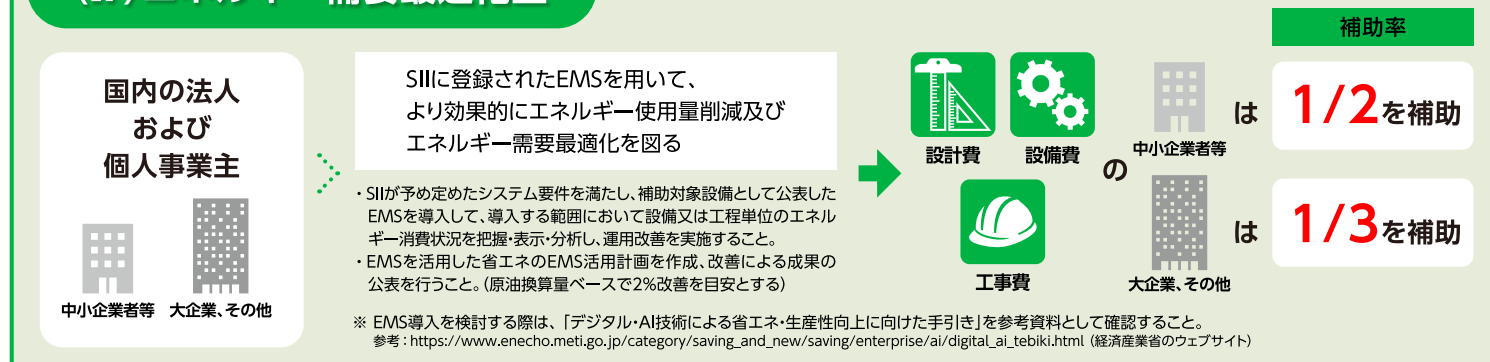
(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

(1) 型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千円当たり1kL以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

- ・非化石転換の場合も増エネ設備は対象外
- ・中小企業投資促進枠に申請する場合、SIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。
- ・先枠枠および一般枠は投資回収年数が5年以上であること。中小企業投資促進枠は投資回収年数が3年以上であること。
- ・サプライチェーン連携枠の投資回収年数は、中小企業者等は3年以上、大企業、その他は5年以上であること。

- ・ サプライチェーン連携枠に申請する場合、SIが指定するフォーマットにより目標・計画の作成・公表が必要（目標は一般枠の効果）※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
- ・ 単年度事業における補助金の上限額は15億円（非化石申請時は20億円）。
 - ・ 複数年度事業（先進枠）における補助金上限額は30億円（非化石申請時は40億円）。その他の区分における補助金上限額は20億円（非化石申請時は30億円）。
 - ・ ※複数年度事業および連携事業の年度当たりの補助金上限額は15億円（非化石申請時は20億円）。
- ・ いずれの事業区分においても補助金下限額は年度当たり100万円（複数年度事業の場合は初年度を除く）。

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型



GX要件について

本事業は、2050年カーボンニュートラルに向けた「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）」（令和5年7月閣議決定）における「GX経済移行債を活用した先行投資支援」の取り組みを通じて経済成長を実現し社会システムの変革へ挑戦し協働（グリーン成長スフォーメーション。以下「GX」という。）する取り組みの一環として位置づけられた事業である。

先行投資支援の基本原則として、「企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とする」ことが定められている。

(I) 工場・事業場型に申請する場合は、右記の要件を満たすこと。

①GX推進への取組に関する要件

- ・民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組にかかる意思を表明すること。
- ・一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2022年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。
- ※ 会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人

②低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件

(低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)

- ・石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。
- ・交付申請時には、申請者に対する意思表明を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中期計画に記載すること。

※ 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和8年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※ 中小企業等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※ 大企業とは会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・有限会社)であり、「[中小企業者]」、「[みなし大企業]のいずれかにも該当しない法人。なお、大企業については、次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

- ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において[Sクラス]または[Aクラス]に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
- ※[Sクラス]については、公募締切時点で「令和7年度報告(令和6年度実績)」によるクラス分けの結果として資源エネルギー庁ホームページにて、「[Sクラス]として公表されていることが確認できる事業者。
- ※[Aクラス]に該当する事業者として申請する場合は、令和7年度定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の状況」を提出すること。
- ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者。

※ その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超の法人。